

記者発表(資料配付)				
月/日(曜日)	担当部署	TEL	発表者名	その他の配布先
3月31日(水) 10:00	産業労働部 産業振興局 経営商業課	078-362-3320 内線3543 (078-362-3313内線3515)	課長 木村 晶子 (班長 田中 康資)	なし

## 令和3年度事業継続支援事業費補助金の募集について

中小企業経営者の高齢化が進んでいますが、中小企業経営者の多くが後継者未定の状況です。中小企業の円滑な事業継続を支援するための「令和3年度事業継続支援事業費補助金」の募集を令和3年3月31日から4月30日まで行います。

### 1 補助対象者

県内の商工会・商工会議所の指導を受け、事業承継計画を策定した者のうち、以下の要件を満たす県内の中小企業者(小規模事業者、個人事業主)

- ① 先代経営者から後継者に令和2年4月1日から令和4年3月31日までに事業承継を行った事業者又は行う予定の事業者であること
- ② 原則、先代経営者が満60歳以上で後継者は先代経営者より若いこと
- ③ みなし大企業、フランチャイズ契約を締結して事業を行っている者でないこと
- ④ 組合、一般社団法人、宗教法人、NPO法人、任意団体等でないこと

### 2 補助の概要

事業実施のために必要な経費のうち、補助対象経費(店舗賃借料、広告宣伝等事務費、建物改修費、設備導入費)として適当と認めるもの。

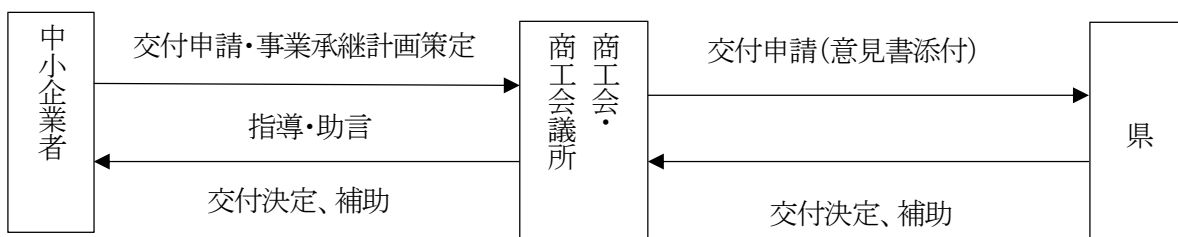
#### (1) 補助の内容

補助対象経費		店舗賃借料	広告宣伝等事務費	建物改修費・設備導入費
補助率		1/2		
補助限度額	1年目	1,000千円	1,000千円	2,000千円
	2年目	1,000千円	1,000千円	—
	3年目	1,000千円	1,000千円	—
	合計	3,000千円	3,000千円	2,000千円

※店舗賃借料は第三者承継時のみ補助

#### (2) 事業スキーム

商工会議所、商工会を通じて事業承継計画を策定した中小企業者へ補助



### 3 応募方法

#### (1) 募集期間

令和3年3月31日（水）～令和3年4月30日（金）（当日消印有効）

#### (2) 申請書提出先

事務所所在地を所管する商工会・商工会議所と事業承継計画を策定のうえ、申請書を当該商工会・商工会議所に提出してください。

### 4 お問い合わせ先 [土・日曜日、祝日を除く]

兵庫県産業労働部産業振興局経営商業課経営支援班

Tel.078-362-3313

◇本公募要領は、下記ホームページからダウンロードできます。

(URL) <https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr07/jigyokeizoku.html>

※詳細は公募要領をご覧ください。